

平成十七年十一月四日受領
答弁第五五号

内閣衆質一六三第五号

平成十七年十一月四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出イラン大統領によるイスラエル抹消発言などに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出イラン大統領によるイスラエル抹消発言などに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねのイラン・イスラム共和国（以下「イラン」という。）のアフマディネジャード大統領の発言については、平成十七年十一月一日現在、イラン政府から確たる情報が得られておらず、当該発言の正確な内容を確認するには至っていない。

二について

御指摘の報告電報は、在イラン日本国大使館がこれを発信し、平成十七年十月二十七日二十一時四十七分に外務省において受信した。

三について

報道のような発言が実際になされたとすれば、国際連合憲章の精神に反するものと認識している。

四について

吉川元偉外務省中東アフリカ局長が、モーセン・タライ駐日イラン大使の来訪を求め、三について述べた認識を踏まえ、我が国としての懸念を伝えた。

五について

一般に、シオニズムとは、世界に離散したユダヤ人が、十九世紀末に自らの民族自決を求めて起こした運動を意味すると承知している。我が国は、このような運動の結果国際連合総会決議第百八十一号に基づき千九百四十八年に建国されたイスラエルを、千九百五十二年に承認し、現在に至るまで友好関係を維持している。